

## 欧州連合（EU）による会計基準の同等性評価について

- EU では、「目論見書指令」（2003 年 12 月採択）及び「透明性指令」（2004 年 12 月採択）に基づき、EU 域外企業に対し、当初 2007 年 1 月から、その後 2009 年 1 月から、EU において採用されている国際会計基準又はこれと同等な会計基準の使用の義務化を予定していたところ。
- このため、2004 年以降、我が国関係者は、会計基準のコンバージェンスや EU の同等性評価への対応を進めてきた。別紙 2
- こうした我が国の対応等を踏まえ、本年 12 月 12 日、欧州委員会は、会計基準の同等性評価の最終決定を行い、我が国会計基準については、米国会計基準と並び、国際会計基準と同等であるとの結論に達し、これを公表した。
- これを受け、12 月 19 日に、下記の欧州委員会規則及び決定が公表された。
  - ・ 目論見書指令（2003/71/EC）を施行する 2004 年欧州委員会規則第 809 号を改正する 2008 年欧州委員会規則 1289 号（12 月 12 日付）
  - ・ 第三国の証券発行者による連結財務諸表作成のための第三国の会計基準及び国際会計基準の使用に関する欧州委員会決定（12 月 12 日付）
- この中で、EU において採用されている国際会計基準及び国際会計基準（注）に加え、日本の会計基準及び米国の会計基準については、国際会計基準と同等と認め、引き続き利用可能としている。

（注）これに準拠している旨を監査済財務諸表の注記において、明示的かつ十分に記載している場合。
- その他、中国、カナダ、韓国、インドの各会計基準については、最終的に同等との決定は行われていないものの、2012 年 1 月から開始する財務年度以前の期間においては、修正再表示及び会計基準の相違に関する定性的な記述の義務が免除されている。
- 今後、欧州委員会は、欧州証券規制当局委員会（CESR）の技術的協力を得た上で、各国における国際会計基準への移行に向けた努力を注視するとともに、

収れんの過程において域外当局との活発な対話を求めていくこととしている。また、2009 年中には、欧州議会と欧州証券委員会に対し、進捗状況を報告する予定としている。

- なお、当該国において、会計基準について、国際会計基準への移行 (Changeover) が行われた場合には、同等との評価が廃止される予定としている。